

第15回 総会議事録

- 1 開催の日時 平成30年9月27日(木) 午後3時00分～午後4時00分
- 2 開催の場所 松江市役所 本館西棟5階 「防災センター」
- 3 議事日程

議事録署名委員の指名について

- 議 第90号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議 第91号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議 第92号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議 第93号 非農地確認について
- 議 第94号 松江市農用地利用集積計画の決定について

報告第29号 会長専決処分の報告

報告第30号 事務局長専決処分の報告

- 4 出席委員(18名) 欠席委員(1名)

1番 宮廻 彰夫(出)	<u>2番 富士本 数彦(欠)</u>	3番 高橋 裕典(出)
4番 青砥 芳美(出)	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 須山 真史(出)	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	18番 古藤 一郎(出)
19番 三島 進(出)		

- 5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	成瀬 夏希
農地係長	浅野 剛志	農地係副主任	高尾 祥和
農地係主幹	大田 和孝	農地係主事	伊藤 謙
農地係主任	野津 慎一		

6 会議内容

議長 定刻になりました。ただ今から第15回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、2番の富士本数彦委員から提出されています。委員定数は、19名のうち、18人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。

次に、本日の議事録署名委員を指名します。11番の足立委員、12番の吉岡雅裕委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の成瀬副主任と伊藤主事にお願いします。

議第90号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議第90号を上程いたします前に、議案の訂正をさせていただきたいと思えます。議第90号の39番ですが、農地法第3条許可申請ではなく、農業経営基盤強化促進法による市農用地利用集積計画において所有権移転の手続きをすることに変更となりました。したがって、本件39番は、削除とさせていただきたいと思えます。横線を引いていただき、削除としてください。

なお、39番という番号は欠番といたしまして、40番はそのままの取扱いとします。つきましては、議第90号の上程に入りたいと思えます。

なお、議第90号の35番案件については、11番委員の世帯に関する案件でして、また、議第90号の36番案件については、6番委員に関する案件ですので、それぞれ、先議させていただきたいと思えます。また、それぞれの議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思えます。

議長 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に、退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、まず、議第90号の35番案件について、先議したいと思えます。そうしますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、11番委員は、本件の議事の間、退室願います。

(11番委員退室)

議長 事務局 それでは、議第90号の35番案件について、事務局より説明願います。(議案朗読)

議長 事務局 それでは、議第90号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2頁と併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。なお、説明資料の斜線部分は譲受人の自作地です。

今月の農地法第3条の許可申請は5件8筆で、いずれも所有権移転の案件です。それでは先ず、35番の案件からご説明します。申請は、西川津町の田1筆、現況畑を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人の要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地の隣接に自作地があり、一体利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクター、テラー、動力噴霧器等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、本案件は農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 13番委員 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議長 13番委員 13番委員でございます。今月18日に2班全員と事務局とで現地確認をいたしました。35番については特別に問題もなく2班全員が許可相当であると判断いたしま

議 長 した。
 議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現
 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声)
 議 長 ほかにございませんか。
 (なしの声)
 議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第90号の35番案件について、
 原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議 長 ご異議なしということですので、議第90号の35番案件については、原案のと
 おり許可することに決めます。それでは、11番委員の除斥を解きます。
 (11番委員入室)
 議 長 それでは、次に、議第90号の36番案件について、先議したいと思います。そう
 しますと、農業委員会法第31条第1項の規定により、6番委員は、本件の議事の間、
 退室願います。
 (6番委員退室)
 議 務 長 それでは、議第90号の36番案件について、事務局より説明願います。
 事 務 局 (議案朗読)
 それでは、36番の案件についてご説明します。申請は、玉湯町林の田3筆、現況
 畑と畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不
 足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図る
 ものです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、田植え機等の農業用機械を所有、
 リースされております。取得後は、野菜を栽培されます。
 なお、譲受人は所有する農地を自身の所属する農地所有適格法人に貸し付けていま
 すが、当法人の農業に常時従事する構成員であるためその貸付地を耕作の事業に供す
 べき農地として算入して判断します。第3条第2項の要件等につきましては、お手元
 の資料に記載のとおりです。
 以上、本案件は農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められ
 ます。ご審議の程、よろしくお願い致します。
 議 長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
 1 3 番 委 員 13番委員でございます。今月の18日に2班全員と事務局とで現地確認をいたし
 ました。ここは、特に問題もなく、2班全員で許可相当であると判断いたしました。
 議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現
 地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
 (なしの声)
 議 長 ほかにございませんか。
 (なしの声)
 議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第90号の36番案件について、
 原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議 長 ご異議なしということですので、議第90号の36番案件については、原案のと
 おり許可することに決めます。それでは、6番委員の除斥を解きます。
 (6番委員入室)

議 事 局	長 務 局	<p>それでは、議第90号の35番と36番を除いた案件について、審議したいと思います。それでは、事務局より説明願います。</p> <p>(議案朗読)</p> <p>それでは、先ほどの2件を除いた3件についてご説明いたします。では、37番の案件についてご説明します。申請は、玉湯町林の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地の隣接に自作地があり一体利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>次に、38番の案件についてご説明します。申請は、玉湯町林の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地が自宅から近く耕作に便利のためです。譲受人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>次に、40番の案件についてご説明します。申請は、八束町亀尻の畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、市外在住で管理困難なためです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、申請地が自宅から近く耕作に便利のためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、牡丹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。</p> <p>以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 1 3 番 委 員	長 委 員	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p> <p>13番委員でございます。今月の18日に2班全員と事務局とで現地確認をいたしました。37番、38番、40番は、いずれも特に問題もなく、全員で許可相当であると判断いたしました。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第90号の35番と36番を除いた案件について、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第90号の35番と36番を除いた案件については、原案のとおり許可することに決めます。</p> <p>次に、議第91号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
議 事 局	長 務 局	<p>(議案朗読)</p> <p>それでは、4条の19番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は東生馬町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域で、緩和B区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は農業用倉庫及び駐車場です。転用</p>

面積は、転用面積、所要面積ともに425㎡です。事業計画でございますが申請地を平成8年に農業用倉庫を建築し、あわせて個人用および貸駐車場として使用していたもので、追認案件として始末書が提出されております。事業の詳細は記載のとおりです。

4条の20番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は西川津町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域で、緩和A区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は倉庫です。転用面積は、転用面積、所要面積ともに109㎡です。事業計画でございますが申請地に昭和30年ごろに倉庫を建築していたもので、追認案件として始末書が提出されております。事業の詳細は記載のとおりです。

4条の21番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の2筆です。都市計画区分は市街化調整区域で、緩和A区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は自宅敷地の拡張です。転用面積は、転用面積、所要面積ともに55㎡です。事業計画でございますが申請地を隣接する自宅の敷地として整備するものです。事業の詳細は記載のとおりです。

4条の22番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は新庄町の2筆です。都市計画区分は市街化調整区域で、緩和C区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は自宅進入路です。転用面積は、転用面積、所要面積ともに191㎡です。事業計画でございますが申請地を隣接する自宅の進入路として使用するものです。

なお、申請地は農地法が施行されました昭和27年以前よりすでに進入路として使われていたものであると申請者および担当地区の農業委員さんより説明を受けておりますが、日付の確認が困難なため非農地での認定にはなりません、追認案件としては取り扱わないものと判断いたしました。事業の詳細は記載のとおりです。

以上、上程しました4条4件は農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長
1 3 番 委 員

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

13番委員でございます。4条の19番ですが、追認案件ということで、すでに駐車場として使ってありましたけれども、2班全員で許可相当であると判断いたしました。4条の20番ですが、ここもすでに駐車場として使用されておりますが、許可相当であると判断しました。4条の21番ですが、傾斜地ですが宅地として拡張するものということで、問題なく許可相当であると判断いたしました。4条の22番ですが、先ほど事務局の方から説明がありましたとおり、相当前から道路としてコンクリートが敷いてありますが許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長

ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長

ないようでございますので、採決いたします。本案件は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第91号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第9 1号は、原案のとおり許可することに決めます。

次に議第9 2号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、本案件と議第9 3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号5 8番は関連する案件でございます。よって 議第9 3号の番号5 8番を併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第9 3号の番号5 8番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。

事 務 局 (議案朗読)

それでは、事業計画変更の案件及び関連案件となります5条5 8番について併せて説明いたします。

まず始めに5条5 8番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は比津町の5筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は建売住宅です。転用面積は、1074.97㎡、所要面積は1834.4㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を造成し、建売住宅3棟及び公園を建設するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

つづきまして、事業計画変更の案件について説明いたします。説明資料の図面をご覧ください。5条5 8番の申請地の右隣の点線で囲みました、以前に審議済みの2か所が計画変更の該当地となっております。計画変更に農地部分が係るものではありませんが、今回申請のありました5条5 8番の事業計画と一体として開発許可の変更を伴う事業であるため計画変更の申請があったものでございます。変更の内容ですが、5条5 8番の申請による事業面積の拡張に伴いまして、建売区画の変更および進入路の拡幅等が生じたものであります。なお、この事業計画変更によりまして5条5 8番の申請地との高低差がなくなり、土砂流出等の可能性が解消されるものであります。

以上で、事業計画変更および関連する5条1件について、説明を終わります。また、上程しました5条1件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議 長 それでは現地調査班からの報告をお願いします。

1 3 番 委 員 1 3 番委員でございます。5条5 8番につきましては、2班全員で特に問題もなく、許可相当と判断いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第9 3号の番号5 8番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第9 2号は原案のとおり承認することに、また議第9 3号の番号5 8番は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第9 2号は原案のとおり承認することに、議第

93号の番号58番は原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第93号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号58番以外の案件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

(議案朗読)

それでは、5条の57番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は薦津町の3筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は共同住宅用地です。転用面積、所要面積ともに1399㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地を造成し、共同住宅2棟を建築するものです。その他詳細・資金計画については記載のとおりです。

5条の59番です。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西尾町の1筆です。都市計画区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は第2種農地と判断しました。転用目的は個人住宅です。転用面積は27㎡、所要面積は213㎡となります。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画でございますが申請地に隣接する宅地に住宅を建築するにあたり、申請地を含め、一体として住宅用地として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましては記載のとおりです。

5条の60番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。転用目的は建売住宅です。転用面積は2,087㎡、所要面積も同様の2,087㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅9棟を建築するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

5条の61番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりで、親子関係にあたります。転用場所は宍道町白石の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。転用目的は進入路、駐車場です。転用面積は127㎡、所要面積も同様の127㎡です。権利の種類はご覧のとおりです。事業計画ですが、申請地を自宅への進入路及び駐車場として使用していたもので、追認案件となることから始末書が提出されております。事業の詳細につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました5条4件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長

それでは現地調査班からの報告をお願いします。

13番委員

13番委員でございます。今月の18日に2班全員と事務局とで現地確認をいたしました。57番ですけど特に問題なく2班全員で許可相当と判断いたしました。59番ですが、申請地を含め一体として住宅用地として整備するものでここも特に問題なく許可相当であると判断いたしました。60番ですが、ここも許可相当であると判断いたしました。61番ですが、すでに駐車場となっており追認案件ということですが、許可相当と判断いたしました。

議長

ありがとうございました。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長

ほかにございませんか。

議 長 (なしの声)
ないようでございますので、採決いたします。議第93号の番号58番以外の案件は全て、島根県農業会議からの意見聴取が不要であるものでございます。

議第93号の番号58番以外の案件は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (異議なしの声)
ご異議なしということですので、議第93号の番号58番以外の案件は、原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第94号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案朗読)
今月の、非農地証明願についてご説明いたします。議案と「非農地確認について」の説明資料を併せご覧ください。今月の非農地証明願は2件3筆です。

まず、番号12番について説明します。土地の所在は、新庄町の市街化調整区域、農用地区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、国道431号線から本庄東西線を東に300メートル進みそこから原3号線を南に200メートルほど進んだ地点の南西100メートルほどの地点に位置しており、平成15年頃から耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、田村久志農地利用最適化推進委員です。

次に、番号13番についてご説明します。土地の所在は、八雲町熊野の都市計画区域外、農用地区域外の田2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、県道53号線から県道249号線を西に200メートルほど進んだ地点の南側に位置しており、平成25年頃から耕作に不便なため耕作放棄されており、現在は雑木や多年草が繁茂し農地としての再生は困難な状況です。現地確認委員は、前田保典農地利用最適化推進委員です。

以上、ご報告しましたとおり、いずれも当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。説明は以上です。

議 長
それでは、現地確認を行った事務局職員からの報告をお願いします。

事務局
現地確認した際の現地の状況です。番号12番の案件ですが、9月6日に申請者の立ち合いの下、田村久志農地利用最適化推進委員と事務局で、現地確認を行いました。現地は、15年前ごろから耕作に不便なため耕作放棄され、雑木等が繁茂し、農業用機械の搬入も困難であり、今後耕地としての再生は困難な状況です。

番号13番の案件ですが、9月12日に申請者の立会いの下、前田保典農地利用最適化推進委員と事務局で、現地確認を行いました。現地は、5年前ごろから耕作に不便なため耕作放棄されており、雑木や多年草等が繁茂し、今後耕地としての再生は困難な状況です。現地の確認についての報告は以上です。

議 長
ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの事務局からの説明と現地確認報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議 長 (なしの声)
ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決します。議第94号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第94号は原案のとおり確認することに決めます。

事務局 次に議第95号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局より、説明願います。

議 長 まず説明に入る前に、議第95号の番号所1の案件について、申し上げます。この所1については、12番委員が関係する法人にかかる案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。

議 長 事務局より説明がありましたとおり、議第95号のうち、番号所1については、12番委員に関する法人にかかるものでございます。つきましては、農業委員会法第31条第1項の規定により、12番委員は、本件の議事の間、退室願います。

(12番委員退室)

議 長 それでは、議第95号の番号所1の案件について、事務局より説明願います。

議 長 (議案朗読)

議 長 それでは議95号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のご説明をいたします。始めに農用地利用集積計画の所有権移転についてご説明いたします。所1は、古江地区、田3筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、以前より利用権設定による貸借をしていた農地であったため、今回自己所有農地として買いたいとの要望があり、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第95号の番号所1の案件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第95号の番号所1の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、12番委員の除斥を解きます。

(12番委員入室)

議 長 それでは、続いて、事務局の説明をお願いします

議 長 (議案朗読)

議 長 続きまして所2は、竹矢地区、畑2筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

議 長 続いて所3は、鹿島地区、田2筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたい

との要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。売買価格については、お手元の議案のとおりです。

続いて所4は、東出雲地区、畑9筆の贈与による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により贈与したいとの要望があり、買い手の方は、経営規模を拡大したいとの要望があったため、今回農用地利用集積計画に挙げ所有権移転するものです。贈与による所有権移転のため、対価の支払いはありません。

続いて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。まず利1は持田地区の更新案件です。続いて利2から利3は竹矢地区の案件で、このうち利2が新規案件です。利4から利6の一部は大庭地区の更新案件です。続いて利6の一部は竹矢地区の更新案件です。続いて利7から利9は宍道地区の更新案件です。

以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田16, 248㎡、畑4, 567㎡、合計面積20, 815㎡となります。

続きまして、利用集積計画の転貸契約についてご説明します。始めに転1から転2は東出雲地区の新規案件で、機構の転貸です。続いて転3から転4は八束地区の新規案件で、機構の転貸です。

以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、畑10, 870㎡となります。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第95号のうち、番号所1を除いた案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第95号のうち、番号所1を除いた案件は、原案のとおり決定することに決めます。

次に、報告に入ります。報告第29号「会長専決処分の報告」、報告第30号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

事 務 局 (報 告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第15回松江市農業委員会総会を閉会いたします。